

居宅介護支援事業所
重要事項説明書

居宅介護支援事業所
相模原ロイヤルケアセンター

居宅介護支援重要事項説明書

利用者に対する居宅介護支援の提供開始にあたり、介護保険法等に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

居宅介護支援とは、契約者が自宅での介護サービスやその他の保険医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

○契約者の心身の状態や利用者とその家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。

○居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業者等は、利用者とその家族が、複数の居宅サービス事業者から選択できるようにします。

○利用者の居宅サービスに基づくサービスの提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

○必要に応じて、居宅サービスの変更、事業者等との連絡調整を行います。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人財団 明理会
主たる事務所の所在地	東京都板橋区本町36番3号
代表者（職名・氏名）	理事長 中村 哲也
電話番号	03（3967）1181

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	相模原ロイヤルケアセンター居宅介護支援事業所
サービスの種類	居宅介護支援
事業所の所在地	〒252-0135 神奈川県相模原市緑区大島380-1
電話番号	042-760-0040
事業所番号	1472608189
管理者の氏名	荒井 猛
通常の事業の実施地域	相模原市内、町田市相原町

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの提供方法及び内容

(1) 利用申込み受付と契約の締結

利用申込みに介護支援契約書と重要事項説明書を交付、説明し同意を得たうえで、契約を締結する。被保険者証を確認し、利用申込みに介護サービス計画作成依頼(変更)届出書に必要事項を記入してもらい、相模原市役所に提出します。

(2) アセスメントの実施

利用者の住まいを訪問し、心身の状態、おかれている環境を把握し、支援ニーズの特定及び課題の把握を行う。さらに、認定調査結果及び主治医意見書を入手するなどして、利用者の状態の把握に努めます。

(3) 居宅サービス計画書原案の作成

アセスメント結果を基に、利用者やご家族の希望を踏まえ、複数のサービス事業者等を紹介し、利用者及び家族の選択に基づいて居宅サービス計画(ケアプラン)原案を作成します。さらに、利用者及び家族はそのサービス計画原案に位置付けたサービス事業者等選定の理由を求めることができます。

(4) サービス担当者会議

居宅サービス計画書原案作成後に、利用者及び家族を交えてサービス担当者会議を開催し、各サービス担当者間で共通認識を図ります。

(6) 居宅サービス計画書の交付

利用者及び家族に同意を得られた居宅サービス計画書(ケアプラン)は、利用者、サービス担当者に居宅サービス計画書を交付します。

(7) モニタリング

1ヶ月に1回は、利用者の住まいへ訪問し、新たな課題が生じていないか、居宅サービス計画に基づくサービスの提供がなされているか近況の聴取、確認をします。また、利用者と家族、居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画作成後も、利用者と事業者との双方の合意に基づき、必要に応じて居宅サービス計画を変更します。

(8) 医療との連携

①サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要を認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況とその他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師または薬剤師に提供します。

②利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師または歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めます。その場合において、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。

(9) 給付管理業務

利用者の前月における介護保険サービスの利用実績を確認した後、給付管理票を作成し、神奈川県国民健康保険団体連合会に提出します。

(10) 相談業務

①利用者、サービス事業者からの連絡に随時対応し、計画変更の必要がある場合には速やかに対応します。また、必要に応じて介護保険以外の福祉サービスや民間のサービス等を含めた情報の提供を行います。

②居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。

③必要に応じて要介護(要支援)認定の申請についてお手伝いします。

④介護保険施設に入所を希望される場合、そのための仲介をします。

5. 営業日時

営業日	月曜日～金曜日 (土曜、日曜、祝日については利用者都合等により随時対応) ※12月31日～1月2日は休業
営業時間	午前8時30分～午後5時30分まで

緊急連絡先電話：042（760）0040

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
管 理 者	1名 (兼務)		1名
介護支援専門員	1名		1名

7. 利用料

居宅介護支援費の費用は全額保険給付の対象となるため、負担金はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

(1) 居宅介護支援の利用料

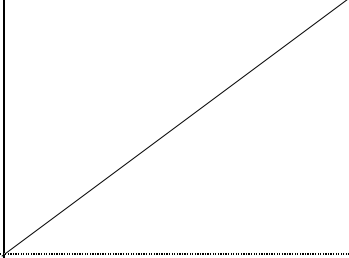
【基本利用料】

取扱要件	利用料 (1ヵ月あたり)	
	居宅介護支援費 (I)	要介護度1・2
要介護度3・4・5		15,295円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。

【加算・減算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算・減算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合(1月につき)	3,252円
入院時情報 連携加算(I)	利用者が病院又は診療所へ入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※入院日以前の情報提供を含む。 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む	2,710円

<p>入院時情報 連携加算(Ⅱ)</p>	<p>利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む</p>	<p>2, 168円</p>
<p>退院・退所加算</p>	<p>病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって、病院や施設の職員と面談を行い利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の調整を行った場合</p>	
<p>(Ⅰ)イ</p>	<p>病院や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること</p>	<p>4, 878円</p>
<p>(Ⅰ)ロ</p>	<p>病院や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること</p>	<p>6, 504円</p>
<p>(Ⅱ)イ</p>	<p>病院や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けていること</p>	<p>6, 504円</p>
<p>(Ⅱ)ロ</p>	<p>病院や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより2回受けていること</p>	<p>8, 130円</p>
<p>(Ⅲ)</p>	<p>病院や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること</p>	<p>9, 756円</p>
<p>通院時情報 連携加算</p>	<p>利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師のまたは歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合</p>	<p>542円 (1月に1回を限度)</p>

緊急時等居宅 カンファレンス 加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	2, 168円
ターミナルケア マネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期や医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握したうえで、その死亡日、及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の意思及び居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス事業者に提供した場合	4, 336円
委託連携加算	介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する際、利用者に係る必要な情報を居宅介護支援事業所に提供し、居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合	3, 252円
業務継続計画 未実施減算	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること 	<p>所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算</p> <p>※令和7年3月31日までの間、減算を適用しない</p>
高齢者虐待防止 措置未実施減算	利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

(2) 解約料

利用者は契約を解約することができ、解約料はかかりません。

(3) 交通費

介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費を頂くことがあります。

片道概ね1km毎に100円

8. 公正中立性の確保

質の高いケアマネジメントの推進のため、過去6か月間に作成したケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の利用状況について利用者に説明し介護サービス情報公表制度においても公表します。※別紙参照

9. 入院時における医療と介護の連携

利用者及び家族は、病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を、当該病院または診療所に伝えていただくことになります。

10. 秘密の保持について

- (1) 事業者及び事業者の従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- (2) 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (3) 職員でなくなった者に、業務上知り得た利用者利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

11. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12. 虐待防止への取り組み

利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の観点から、虐待の発生やその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の担当者を定め取り組みます。

13. 権利擁護に関する措置

職場におけるハラスメント対策のための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

14. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修等の担当者を定め取り組みます。

15. 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

16. 居宅介護支援内容に関する苦情・相談

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。
居宅介護支援事業所又は相談室及び事務所で受け付けています。

【苦情・相談受付窓口担当者】

施設長：田中 宏樹

管理者 兼 介護支援専門員：荒井 猛

電話番号：042-760-0040（午前8時30分～午後5時30分受付）

F A X：042-760-3346（24時間受付）

- (2) 当事業所以外に、下記の機関にも苦情や相談することができます。

苦情受付機関	相模原市役所 福祉基盤課	電話番号 042-769-9226
	神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課	電話番号 045-329-3447
	町田市役所 いきいき健康部介護保険課	電話番号 042-721-3136
	東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口	電話番号 03-6238-0011

17. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

- (2) サービスの終了

- ① 契約者の都合でサービスを終了する場合
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、重要事項を説明しました。

事業者 所在地 相模原市緑区大島 380-1
名称 相模原ロイヤルケアセンター
居宅介護支援事業所
代表者 理事長 中村 哲也 印
説明者 _____ 印

(利用者) 私は、事業者より重要事項についての説明に同意し、交付を受けました。

利用者 住所 _____
氏名 _____ 印

(代理人) 住所 _____
氏名 _____ 印

個人情報使用同意書

私及び私の家族の個人情報については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握する為に必要な場合。
- (2) 上記(1)の他、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院に行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。

2 個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2) 病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することになった場合）

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることがないように細心の注意を払う。
- (2) 事業者は高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報を行うことができるものとし、その場合、事業者は、秘密保持違反の責任を負わないものとします。
- (3) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

以上

令和 年 月 日

事業所の名称

相模原ロイヤルケアセンター

居宅介護支援事業所

利用者 氏 名 _____ 印

(代理人) 氏 名 _____ 印
(利用者との続柄)